

# 大府市建設工事及び工事関係委託予定価格事前公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市が発注する建設工事及び工事関係委託に係る契約手続の透明性の確保及び公正な競争の促進を図るため、入札執行前に行う予定価格の公表(以下「事前公表」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、設計金額130万円を超える建設工事及び設計金額50万円を超える工事関係委託で、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行うものとする。

(事前公表の方法)

第3条 事前公表は、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一般競争入札 大府市契約規則(昭和46年大府市規則第5号。以下「規則」という。)第5条第1項の規定により行う公示

指名競争入札 規則第22条第2項の規定による指名競争入札の通知及び予定価格を記入した指名競争入札執行調書の掲示

(予定価格)

第4条 事前公表に記載する予定価格は、消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

(事前公表の期間)

第5条 事前公表の期間は、第3条の規定により公表をした日から当該対象事業の入札執行日までとする。

(指示事項等)

第6条 対象事業の入札に参加する者は、入札書を提出する際に工事費又は委託費内訳書(以下「内訳書」という。)を提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

(入札者心得書の特例)

第7条 大府市入札者心得書第16条の規定にかかわらず、入札回数は1回とし、再度の入札は行わないものとする。

(入札の無効)

第8条 予定価格を超えた入札、内訳書の提出のない入札は、無効とする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、事前公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行し、同日以後に公示する一般競争入札又は通知する指名競争入札を行う事業について適用する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行し、同日以後に公示する一般競争入札又は

通知する指名競争入札を行う事業について適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に公示する一般競争入札又は通知する指名競争入札を行う事業について適用する。